

平成 2 8 年 6 月 2 8 日

第 6 回 定 例 会

会 議 録

妙見センター

大 研 修 室

第 6 回 枕崎市農業委員会総会会期・議事日程及び会議日程

1. 会 期 1 日間 平成 2 8 年 6 月 2 8 日 (火)

2. 議事日程

日程番号	議案番号	件 名
1		会期について
2	3 9	農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について
3	4 0	農地法第 3 条許可申請について
4	4 1	農地法第 4 条許可申請について
5	4 2	農地法第 5 条許可申請について
6	4 3	農用地利用集積計画の調整について

3. 会議日程

月 日	時 間	内 容
6 月 28 日	午前 9 時 00 分	1. 開 会
		2. 会議録署名委員の指名
		3. 開 議
		4. 会期について 日程第 1 号
		5. 議案上程 日程第 2 号～日程第 6 号
		6. 提案理由の説明、質疑
		7. 討論、表決
		8. 閉 会
		9. 全員協議会

本日の出席委員は次のとおり

役職名	議席番号	委員氏名	公選・選任別
会長	1番	天 達 勇	公選
委員	2番	中 村 責 郎	農協
委員	3番	駒 水 真 富	公選
委員	4番	板 敷 忠 志	公選
運営委員	5番	中 原 敬 彦	公選
運営委員	7番	沖 園 強	議会
委員	8番	城 森 史 明	共済
運営委員	9番	桑 原 和 英	公選
委員	10番	俵積田 広 昭	公選
委員	11番	俵積田 義 信	土改
運営委員	12番	瀬戸口 勇 市	公選
会長代理	13番	畑 野 真 人	公選

本日の書記は次のとおり

局長兼農業振興係長	岩 廣 和 憲
主幹兼農地係長	駒 水 孝 広
農地係参事補	前 原 光 博

議長 平成 28 年第 6 回農業委員会を本日招集しましたところ、出席委員 12 名で定足数に達しておりますので只今から開催いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布しましたのでご了承願います。

ここで、委員会の会議録署名委員を指名いたします。

11 番俵積田義信委員、12 番瀬戸口委員に、お願いいたします。

日程第 1 号、会期についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の会期は、本日 1 日限りとしてはと思いますが御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、本委員会の会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

次に日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてを、議題といたします。

それでは、議案内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 2 号議案第 39 号農地法第 18 条第 6 項農用地利用集積計画の一部を取り消す同意についてご説明申し上げます。

議案書は 1 ページから 9 ページになります。大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 53 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇さんでございます。

整理番号 54 号から 59 号は不耕作による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さんで、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 5 名でございます。

整理番号 60 号から 84 号は耕作者変更による合意解約で利用権設定を受けた者〇〇〇〇さん外 3 名で、利用権設定をした者〇〇〇〇さん外 21 名でございます。

内訳につきましては畑が 40 筆で 37,274 m²でございます。

以上は農地法第 18 条第 6 項の要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長 只今の説明並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 2 号、農用地利用集積計画の一部を取り消す同意について、整理番号 53 号から 84 号については報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 39 号については、報告のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 3 号、農地法第 3 条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第3条の許可申請は3件で所有権の移転に関する申請です。

整理番号11号

整理番号11号の申請地は、〇〇町〇〇番、田、186㎡、〇〇番、田、231㎡、
〇〇番〇、田、360㎡、〇〇字〇〇〇〇番〇、畑、846㎡、〇〇番〇、畑、227
㎡、〇〇町〇〇番、畑、2,286㎡、合計4,136㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、75歳、愛知県〇〇市にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農林業、56歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人と譲受人は親戚にあたります。

整理番号11号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には
該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号11号の申請地については12~14ページに掲載してあります。

申請地は、基盤整備地区を通り、〇〇集落から〇〇集落を結ぶ市道沿いに点在
しております。

受贈後は、耕作放棄地も含め、水田及び柿、果樹園として管理できるよう再生す
る計画で、機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業
委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると
考えます。

続きまして、整理番号12号

整理番号12の申請地は、〇〇町〇番、畑、383㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、92歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、68歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の営農拡大ということであります。

整理番号12号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には
該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号12号の申請地については16ページに掲載してあります。

申請地は、県道〇〇〇〇線沿い〇〇〇〇店より北側200mの〇〇集落内に位置
します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会
が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

続きまして、整理番号13号

整理番号13号の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、1,557㎡です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、会社員、50歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、兼業農家、43歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、贈与、譲受人の受贈ということであります。

譲渡人は譲受人の兄にあたります。

整理番号13号については調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には

該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 13 号の申請地については 18 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇集落西側の〇〇畑かん地区内にあり、野菜茶業研究所は場から南側約 150m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

整理番号 14 号

整理番号 14 の申請地は、〇〇町〇〇番、畑、753 m²です。

譲渡人は、〇〇〇〇さん、無職、73 歳、〇〇町にお住まいです。

譲受人は、〇〇〇〇さん、農業、39 歳、〇〇町にお住まいです。

譲渡事由は、相手方の要望、譲受人の農地拡大ということであります。

整理番号 14 号については調査書にあるとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

整理番号 14 号の申請地については 20 ページに掲載してあります。

申請地は、〇〇〇〇跡地から南東側約 400m に位置します。

機械、労働力、技術、地域との関係などをみても問題ないこと、農業委員会が定める別段の面積も超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

以上説明を終わります。

議長 続きまして、地区担当委員から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

整理番号 11 号を城森委員にお願いいたします。

8 番（城森委員）発表の前に、現地調査は 6 月 16 日だったと思うんですけど。17 日じゃなくて。

事務局 訂正いたします、16 日です。お願いします。

8 番（城森委員）整理番号 11 号について、現地調査を報告します。

6 月 16 日、譲受人の〇〇〇〇さん立会いのもと現地調査を行いました。

申請地〇〇、〇〇は〇〇集落共同墓地東側の農道沿いに位置しております。

申請地は水田であり、東側が農道、西側・南側・北側は水田となっております。

引き続き水田として使用することです。

申請地〇〇番〇について申し上げます。

申請地は〇〇公民館より北側 600m に位置し、〇〇から〇〇への市道沿いに位置しております。

申請地は農地となっており、東側は畑、西側が市道、南側・北側は農道となっております。

取得後は野菜等の作物を植える畑として利用することです。

〇〇番〇、〇〇番〇について申し上げます

申請地は〇〇公民館の北側 500m で、二つの土地は農地を挟み隣接している土地になります。

申請地はB判定の耕作放棄地となっております。
周りは全て耕作放棄地となっている状況です。
将来的には果樹園として利用するという事です。

558 について申し上げます。

申請地は〇〇〇〇さんの牛舎から北東側 80mに位置しています。

申請地は草地として耕作準備できるよう管理されております。

東側が市道、他は山林となっております。

取得後は将来的には果樹園として利用するとのことです。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な確保に支障は生じないと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。移譲報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号 12 号から整理番号 14 号を俵積田広昭委員お願いしま

す。
10 番 (俵積田広昭委員) 整理番号 12 号について報告いたします。

6 月 12 日、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落に居住する甘しょ及び豆類を中心に栽培する畑作農業者で
あり、妻と農業に従事しております。

申請地は〇〇地区内にあり、〇〇〇〇店から北側約 200mに位置する農地です。

周辺は西側は県道、北側・東側は市道、南側は譲受人の家です。

営農拡大のためです。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えら
れ、問題のない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 13 号について報告いたします。

6 月 11 日、譲渡人立会いのもと現地確認を行いました。

これは譲受人のお兄さんです、譲渡人という人は。

譲受人は〇〇集落に居住する甘しょを中心に栽培する畑作農業者です。

兄からの贈与です。

申請地は〇〇畑かん地区内にあり、〇〇〇〇南側から南に 150mに位置する集
団的な農地です。

周辺は東側に市道、西側・南側・北側は甘しょ畑です。

申請地も現在甘しょ畑になっています。

権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により周辺の
農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えら
れ、問題のない申請ではないかと思われま

す。続きまして、整理番号 14 号について報告いたします。

6 月 13 日、譲受人立会いのもと現地確認を行いました。

譲受人は〇〇集落に居住する甘しょ及びキャベツ類を中心に栽培する畑作農

業者であり、家族6人で農業に従事しております。

申請地は〇〇〇〇〇〇より南東約400mに位置する集団的な農地です。

周辺は東側に市道、西側・南側・北側は甘しょ畑です。

申請地も甘しょ畑です。

農地拡大のために権利取得後もこれまで同様の営農を行う計画で、本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、問題のない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第3号、農地法第3条許可申請の、整理番号11号から整理番号14号については、事務局の説明及び、地区担当委員の報告のとおり、許可することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第40号については、申請のとおり許可することに決定いたしました。

次に日程第4号、農地法第4条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第4条の許可申請は2件です。

整理番号4号

整理番号4号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、面積1,002㎡です。

申請人は〇〇〇〇さん、畜産業です。

転用目的は貸家です。

計画内容は4棟の住宅建築と9台分の駐車場整備です。

申請事由は、「申請地を有効利用し、貸家を4棟建築したい。」とのことです。

整理番号4号の申請地は、23ページに掲載してあります。

〇〇町・〇〇〇〇敷地の北側に隣接しています。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は第1種住居地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積は1,002㎡で問題のないものと思われま

す。申請地北側は宅地及び山林・原野、東側は宅地、西側及び南側は里道介して宅地です。

貸家住宅への転用にあたり、周囲にはブロック積み及び擁壁が施してあり、土

砂、雨水が流出しないよう措置します。

建物の高さは約 5.5m の平屋であり、境界からは 9m 程度控えて建築し、周辺土地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。

雨水については、申請地及び一体利用される東側宅地に側溝を設置し、東側市道側溝へ放流により処理する計画です。

生活排水は東側市道に埋設されている下水道管に接続し、排水する計画です。なお、申請地への出入りは、一体利用される東側宅地からおこなう予定です。そのほか被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

続きまして、整理番号 5 号

整理番号 5 号の申請地は〇〇〇〇番〇，畑，2403 m²外 1 筆，合計 2,477 m²です。

申請人は〇〇〇〇さん，農業です。

転用目的は太陽光発電施設です。

申請事由は、「太陽光発電システム機器を設置し、太陽光発電による売電事業をするため。」とのこと

申請地は、25・26 ページに掲載してあります。

県道〇〇線沿い〇〇〇〇から北東 650m に位置します。

農地法に基づく転用許可の検討事項について説明いたします。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、太陽光発電施設で農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。計画面積も 2,477 m² で太陽光パネル (220 枚) 49.5kw を設置する計画で問題のないものと思われま

す。申請地北側及び東側は山林，西側は原野，南側は里道介して山林であり，周辺に農地はありません。

造成については現況のまま整地し，東側及び西側境界には高さ 20 cm の畦畔及び南側に雨水調整地を設け，周辺土地への土砂雨水の流出を防止するよう措置する計画です。

パネル間はそれぞれ 1.5m 程度の間隔は確保する計画で，隣地境界から約 2.0 m 程度離して設置し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

なお，経済産業省の発電設備認定通知書及び九州電力株式会社の工事負担金請求書の写しが提出されており，事業実施の実現性は確認されております。

そのほか被害防除計画，資金調達計画も適正であり，やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上で議案の説明を終わります。

議長 続きまして、現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

整理番号4号を中村委員お願いします。

2番（中村委員）整理番号4号について報告いたします。

6月17日、駒水委員、事務局の前原さん、それから本人の〇〇さんと立会いのもと現地調査を行いました。

申請地の場所は、〇〇〇〇の西側にある農地であります。

現在は近隣の住民が菜園として利用しておりました。

転用目的は貸家住宅の建設であります。

申請地は南側は県営住宅の宅地、それから西側及び東側は住宅、北側が山林になっております。

この土地が入口が無いので、東側の借家、これは本人の借家ではありますが、その庭部分を利用して出入り口を作るということでした。

それから県営住宅との間に里道がありまして、境界をはっきりすることと、里道の中に雨水排水については側溝を設置するように指導をいたしました。

その他通風等支障を及ぼす恐れはありません。

被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われま

す。以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号5号を駒水委員にお願いします。

3番（駒水委員）整理番号5号について報告します。

転用目的は太陽光発電です。

6月17日、本人立会いのもと調査しました。

周囲は山林原野に囲まれておりまして、茶畑も傾斜地になっておりまして、将来的に茶畑として利用していくことが大変だということで、太陽光発電に切り替えて収入を得たいということでした。

雨水排水対策も適正になされている計画が出され、やむを得ない申請かと思われ

ます。これで報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

（質議なしと呼ぶものあり）

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第4号、農地法第4条許可申請の、整理番号4号から整理番号5号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり、承認することに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶものあり）

御異議なしと認めます。

よって、議案第41号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第5号、農地法第5条許可申請についてを、議題といたします。

それでは、まず、議案内容について、事務局に説明をお願いします。

事務局 今月の農地法第5条の許可申請は6件で、所有権の移転に関する申請が5件、賃借権の設定に関する申請が1件です。

整理番号 15号

整理番号 15号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，297 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，自営業です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，船員です。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在，借家住まいで狭いので，申請地に新築したいため。」とのことです。

申請地は 29 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇から北側約 75mに位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で，第一種低層住居専用地域の用途指定がなされており第3種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で，農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は 297 m²で問題ないものと思われれます。

申請地の北側及び東側は宅地，西側及び南側は道であり，周囲に農地はありません。

一般住宅転用にあたり，現況のまま，整地のみで，境界には，ブロック積及び擁壁を施してあり，周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については，自然流下及び南側・側溝へ放流により処理する計画です。

建物は高さ 5.7mの戸建て住宅であり，周囲土地から 1m以上控えて建築し，日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

整理番号 16号

整理番号 16号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，466 m²です。

借人は株式会社〇〇〇〇代表取締役〇〇〇〇さん，建設業です。

貸人は〇〇〇〇さん，自営業です。

賃借権の設定です。

転用目的は資材置場です。

申請事由は、「現在，資材置場が不足しているため，申請地を借り受け，資材置場として使用するため。」とのことです。

申請地は 31 ページに掲載してあります。

〇〇〇〇より南西側約 90mに位置します。

農地の区分は 10ha 以上の集団性があるため，第1種農地と判断されますが，申請地周辺には住宅が点在しており，申請地の 55m以内に既存住宅が 5 戸以上存在するため不許可例外の集落接続施設に該当します。

代替地も検討しましたが，適地が見つからずにやむを得ず申請地を資材置場の候補地としており，致し方のない申請ではないかと思われれます。

転用目的は資材置場で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は石材及びコンクリート製品等の資材置場、重機2台分の駐車場、通路の設置です。

申請地の北側は宅地、東側は畑、西側及び南側は道です。

資材置場転用にあたり、0.4～0.5mの盛土をおこないますが、東側の農地境界は擁壁を設置し、周囲境界にはブロック積みを設け、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。また、工作物を設置しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水は南側市道側溝へ排水します。なお、側溝には、ふたをかぶせ、車の出入りがおこなえるよう措置します。

整理番号 17 号

整理番号 17 号の申請地は〇〇町〇〇番〇，畑，43 m²です。

譲受人は〇〇〇〇，地方公共団体です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，会社員です。

転用目的は公営住宅敷地です。

申請事由は、「〇〇団地建替事業により公営住宅を整備するが、他の土地と一体的に申請地を整備するため。」とのことです。

申請地は市営住宅〇〇団地敷地内に位置しております。住居建物が老築化が進み、建替を必要とすることから、今回、隣接する宅地及び山林と一体で、平成31年度までに、住宅を整備しようとするものです。

計画内容は24世帯の2階建て共同住宅7棟及び集会施設1棟の建築と駐車場整備であり、申請地は主に、駐車場及び通路区画となる予定です。

申請地の北側及び東側は道、西側及び南側は宅地です。

整理番号 17 号の申請地は、33・34 ページに掲載してあります。

〇〇公民館の南側、約100mに位置しております。

農地の区分は第1種中高層住居専用地域の指定がされており、都市計画用途指定地域内農地であり第3種農地と判断され、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画面積は43 m²で問題のないものと思われます。

公営住宅敷地への転用にあたり、6m程度の切土及び盛土の造成をおこないますが、周囲にはブロック積み及び擁壁を設置し、土砂、雨水が流出しないよう措置します。

駐車区画の整備であることから、工作物もなく、農地境界にはブロック積みが施してあり、1.5m以上控えて整備し、周辺農地の日照通風等支障を及ぼさないよう措置する計画です。雨水については、敷地内に側溝を設置し、北側市道・側溝へ放流により処理する計画です。

また、申請地の北側及び東側に里道がありますが、機能はそのまま維持し、施設内の通行に利用するとのことです。

なお、都市計画区域内 3,000 m²以上の建築物建設にあたるため、開発許可が必要なことから、近々、許可見込みの方向で、県の担当部局と協議が整うとのことであります。

整理番号 18 号

整理番号 18 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，464 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，工務店経営です。

譲渡人〇〇〇〇さん，無職です。

転用目的は建設用資材倉庫です。

申請事由は、「工務店を営んでいるが、資材置場をもっていないので、申請地を譲り受け、建築したい。」とのことです。

申請地は、36 ページに掲載してあります。

〇〇公民館より東側約 100m に位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 3.0ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、建設用資材倉庫で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。

計画内容は資材倉庫 1 棟の建築です。

計画面積は 464 m²で問題のないものと思われれます。

申請地北側は山林，西側及び南側は宅地，東側は道です。

建設用資材倉庫への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積及び擁壁を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

建物は高さは 3.7m の平屋であり、境界より 1.2m 以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼさない計画です。

雨水については、自然流下及び東側・水路へ放流により処理する計画です。

なお、車の出入りは、スロープを設け、東側道路よりおこなう予定です。

整理番号 19 号

整理番号 19 号の申請地は〇〇町〇〇番，畑，363 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん，サービス業他 1 名です。

譲渡人は〇〇〇〇さん，パートです。

転用目的は一般住宅です。

申請事由は、「現在、借家住まいで狭いので、申請地に自宅を新築したいため。」とのことです。

申請地は 38 ページに掲載してあります。

県道〇〇〇〇線沿いクリーニング店〇〇〇〇から南側約 50m に位置しています。

農地の区分は都市計画用途地域内農地で、第一種中高層住居専用地域の用途指定がなされており第 3 種農地と判断します。

転用目的は一般住宅で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えます。
計画面積は 363 m²で問題ないものと思われま

す。
申請地の北側及び東側は宅地、西側は道、南側は里道を介して畑です。

一般住宅転用にあたり、現況のまま、整地のみで、農地境界には、擁壁を施してあり、周辺土地へはブロック積みにより土砂雨水が流出するのを防止する計画です。

雨水については、自然流下及び西側・里道側溝へ放流により処理する計画で、南側農地所有者には、承諾を得ているとのこと

です。
建物は高さ 5.0mの平屋であり、周囲土地から 1m以上控えて建築し、日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

整理番号 20 号

整理番号 20 号の申請地は〇〇町〇〇番、畑、126 m²です。

譲受人は〇〇〇〇さん、会社員です。

譲渡人は〇〇〇〇さん、会社員です。

転用目的は駐車場・物置です。

申請事由は、「実家である枕崎に帰省する際の駐車場の確保及び実家に残している農機具等の家財用物置として利用するため。」とのこと

です。
申請地は、40 ページに掲載してあります。

国道〇〇号沿い〇〇〇〇より北西側約 250mに位置します。

農地の区分は孤立した農地であり、農業公共投資の対象となっていない 0.1ha の小集団の生産性の低い「その他の農地」に該当し、第 2 種農地と判断します。

転用目的は、駐車場・物置で、農地の区分と転用目的は問題ないものと考えま

す。
計画内容は普通自動車 4 台分の駐車場及び物置の設置です。

計画面積は 126 m²で問題のないものと思われま

す。
申請地北側は道及び一体利用の雑種地、西側は水道ポンプ施設、南側は国道であり、周囲に農地はありません。

駐車場・物置への転用にあたり、現況のまま、整地のみで、境界には、ブロック積み及び擁壁を施してあり、周辺土地へ土砂雨水が流出するのを防止する計画です。また、建物を建築しないため日照通風等支障を及ぼす恐れはありません。

雨水については、自然流下及び北側及び南側より処理する計画です。

整理番号 15 号から 20 号につきましては、

すべて、被害防除計画、資金調達計画も適正であり、やむえない申請ではないかと思われま

す。
以上で議案の朗読並びに説明を終わります。

議長 続きます。現地調査の結果並びに補足説明について、調査員の説明をお願いいたします。

整理番号 15 号から 17 号を中村委員にお願いします。

2 番（中村委員）まず、整理番号 15 号について報告いたします。

6 月 17 日に現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇の北 70mにある都市計画区域内に位置する住宅に囲まれた農地であります。

転用目的は一般住宅です。

西側及び南側は市道に面しております。

東側と北側が住宅になっております。

ほぼ現状のまま住宅建築をするとのことで、生活排水は下水道処理、雨水は南側側溝に流すとのことであります。

日照通風等支障を及ぼす恐れはないと思われます。

被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 16 号について報告いたします。

同じく 6 月 17 日に現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇の南西約 90mにある農地であります。

転用目的は資材置場です。

申請地の南側は市道に面しておりまして、西側が農道、北側が宅地、東側が農地になっております。

農地との境界は擁壁を設置し、土砂雨水が流出しないように措置するという事です。

雨水は南側側溝に流す計画であります。

日照通風等支障を及ぼす恐れはないと考えられます。

被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

続きまして、整理番号 17 号について報告いたします。

同じく 6 月 17 日に現地調査を行いました。

申請地は〇〇〇〇団地内にありまして、現在は山林化した土地であります。

里道と接している部分もありましたが、枕崎市の方で測量を行って、杭を立てて境界を示してありました。

転用後は先ほど説明がありましたように、枕崎市が市営住宅宅地として一体利用する計画であります。

被害防除計画等も適正であり、やむを得ない申請ではないかと思われます。

以上報告を終わります。

議長 続きまして、整理番号 18 号から 20 号を駒水委員にお願いします。

3 番（駒水委員）整理番号 18 号について報告いたします。

転用目的は資材倉庫及び資材置場です。

17 日、本人立会いのもと調査いたしました。

工務店経営をしているので資材置場を新築したいということです。

農地の区分は 2 種農地で宅地、山林に囲まれており、東側・北側は擁壁、フェンスがなされており、雨水排水対策も適正になされており、やむを得ない申請か

と思われます。

続きまして、整理番号 19 号について報告します。

転用目的は一般住宅です。

〇〇〇〇さんの妻の立会いのもと調査しました。

現在借家住まいで、申請地に自分の自宅を新築したいとのことです。

申請地は 3 種農地で、都市計画用途地域内です。

生活排水は下水道へつなぐということです。

雨水は西側の道路側溝に排水するというので、被害防除計画も適正であり、やむを得ない申請かと思われます。

続いて、整理番号 20 号について報告します。

転用目的は駐車場、物置です。

本人立会いのもと調査いたしました。

申請は周りに畑もありませんので、適正かと思われます。

雨水排水対策は、両側に側溝が設置されており、被害防除計画も適正でありやむを得ない申請かと思われます。

これで報告を終わります。

議長 只今の報告並びに関係議題に対し、質疑・意見はありませんか。

(質議なしと呼ぶものあり)

ないようですので質疑・意見を終結いたします。

おはかりいたします。

日程第 5 号、農地法第 5 条許可申請の、整理番号 15 号から 20 号については、事務局の説明及び、調査員の報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(異議なしと呼ぶものあり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第 42 号については、申請のとおり承認することに決定いたしました。

次に日程第 6 号、農用地利用集積計画の調整についてを、議題といたします。

まず、利用権設定の整理番号 74 号の 1 から 87 号まで、及び所有権移転の整理番号 13 号について事務局に説明を求めます。

事務局 日程第 6 号議案第 43 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の調整についてご説明申し上げます。

議案書は 41 ページから 42 ページになります。

大字、字、地番、地目、面積等につきましては議案書に記載のとおりでございます。

整理番号 74-1 号から 87 号の利用権設定を受ける者、〇〇〇〇外 13 名、利用権設定をするもの〇〇〇〇さん外 28 名で、設定面積は、畑が 32 筆の 26,768 m²、樹園地が 22 筆の 31,622 m²でございます。

以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を

よって、議案第 43 号のうち、所有権移転の整理番号 14 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

(俵積田義信委員着席)

よって、議案第 43 号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議案第 43 号の決定いたしました案件につきましては、市長に農用地利用集積計画を定めるべき旨、7 月 20 日を目途に要請してまいります。

以上をもちまして、本委員会の議事の全部の審議を終了しましたので、閉会いたします。

なお、この後しばらく休憩ののち、全員協議会を開催いたします。

午前 9 時 50 分閉会